

議案第 5 1 号

東京都板橋区介護保険条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和元年 6 月 5 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区介護保険条例の一部を改正する条例

東京都板橋区介護保険条例（平成 1 2 年板橋区条例第 2 5 号）の一部  
を次のように改正する。

第 1 1 条第 1 項第 6 号ア中「この項において」を削り、同条第 2 項中  
「平成 3 0 年度から平成 3 2 年度まで」を「令和元年度（平成 3 1 年度）  
及び令和 2 年度」に、「3 万 2, 0 0 0 円」を「2 万 6, 7 0 0 円」に  
改め、同条に次の 2 項を加える。

3 第 1 項第 2 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課  
に係る令和元年度（平成 3 1 年度）及び令和 2 年度の各年度における  
保険料率は、同号の規定にかかわらず、4 万 9 0 0 円とする。

4 第 1 項第 3 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課  
に係る令和元年度（平成 3 1 年度）及び令和 2 年度の各年度における  
保険料率は、同号の規定にかかわらず、5 万 1, 6 0 0 円とする。

第 1 3 条第 1 項中「係る前年度分の保険料の額」を「ついて、その属  
する世帯の世帯主その他その世帯に属するすべての者（以下「世帯員」  
という。）のうち前年度分の住民税が課される者の有無及び前々年度の  
合計所得金額に基づき、当該年度の保険料率をもって算定した額」に改  
める。

第 2 0 条中「その他その世帯に属するすべての者（以下「世帯員」と  
いう。）」を「及び世帯員」に改める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行し、平成 3 1 年 4 月 1 日から適用す  
る。ただし、第 1 3 条第 1 項及び第 2 0 条の改正規定は、令和 2 年 4

月 1 日から施行する。

- 2 この条例による改正後の東京都板橋区介護保険条例第 1 1 条の規定は、令和元年度（平成 3 1 年度）分以降の保険料について適用し、平成 3 0 年度分以前の保険料については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の東京都板橋区介護保険条例第 1 3 条第 1 項の規定は、令和 2 年度分以降の保険料について適用し、令和元年度（平成 3 1 年度）分以前の保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

介護保険法施行令の改正に伴い、第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率を改め、普通徴収に係る保険料の暫定的賦課の算定方法を改めるほか、所要の規定整備をする必要がある。